

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		地区計画等の区域における建築物の容積率に関する特例認定
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第68条の5の5第1項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	大宮南銀座地区(第1工区)地区計画区域内における建築基準法第68条の5の5の規定に基づく緩和認定の運用基準 (令和3年4月1日より運用)
	設定等年月日	平成15年1月1日設定 令和3年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30日
	設定等年月日	平成15年1月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		